

## 姫路獨協大学学生健康診断規程

(昭和62年5月21日制定)

改正 平成 6年 1月13日

平成12年 3月23日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路獨協大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について必要な事項を定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、姫路獨協大学健康管理室（以下「健康管理室」という。）が主管する。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は毎年定期に行う。

3 臨時健康診断は、健康管理室長が必要と認めたとときに行う。

(受診の義務)

第4条 学生は健康診断を受けなければならない。

2 学生はやむを得ない理由により健康診断を受けることができないときは、すみやかに健康管理室長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 健康管理室長は、健康診断の結果を別表により区分し、学群長又は学部長（以下「学部長等」という。）に報告するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病異常のない学生に対しては通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者がいるときは、健康管理室長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て健康管理室長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(健康診断票)

第8条 健康診断の結果は、健康診断票に記録し、卒業後5年間はこれを保存するものと

する。

(証明書の発行)

第9条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書の発行を願い出たときは、健康診断証明書を発行するものとする。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年 規程第2号)

この規程は、平成6年1月13日から施行する。

附 則 (平成12年 規程第9号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年 規程第12号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別 表

判定区分		判定内容
生活 規 正 の 面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健康）	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの